

氏 名	李 世 暉
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 256 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学位論文題目	貨幣制度と国家権力 ——近代台湾貨幣制度変遷からの一考察

論文調査委員 (主 査)
教 授 本 山 美 彦 教 授 下 谷 政 弘 教 授 岩 本 武 和

論 文 内 容 の 要 旨

戦後の台湾における幣制改革の研究は、台湾では抑圧されていた。国民党政権による台湾支配の研究が、戒厳体制下で事実上できなかったからである。しかし、1990年代にそうした戒厳体制が解かれるとともに、台湾における幣制改革研究は堰を切ったように活発に行われるようになった。本論文は、そうした成果を踏まえて、戦後台湾の幣制改革においてその特殊な歴史的脈絡と国民党支配構造との関連を分析したものである。

本論文は、第1章において、先行研究のサーベイと、貨幣制度と国家権力の関係について、本論文全体が依拠する方法論が述べられた後、第2章において、植民地時代以前の台湾の貨幣制度について、東アジア銀貨圏の形成と日本の金本位制の成立という視点から、検討が行われている。第3章および第4章では、植民地時代の台湾の貨幣制度について、台湾経済社会の再編と日本帝国主義の発展という2つの部面に分けて考察され、第5章では、国民党政権時代の台湾の貨幣制度について、貨幣制度と国家権力の連動という本書の方法論に忠実に論じられている。第6章では、植民地時代および国民党政権時代を通じて展開された台湾人の反発による金融自主運動が分析され、第7章で、結論が述べられている。以下では、これらの内容をやや詳細にまとめておく。

1662年、鄭成功は、オランダを追い出すための巨額の軍事費を日本の援助に頼った。台湾初の通貨は、鄭政権と深い関係にあった長崎藩が、鄭政権に献上した数十万貫の「永暦通宝」と「寛永通宝」である。当時の台湾は、洋銀（メキシコ・ドル）と日本の銅銭が主たる貨幣であった。

そうした前史を説明した後、本論文は、19世紀アジアの国際通貨状況を記述する。英国は、アジアにおける銀圏をできるかぎり維持するために、日本の明治新政府に、メキシコ・ドルの日本国内流通を要請していた。

1897年の日清戦争の賠償金を基に、日本は金本位制を採用することになるが、そのさい、アジアの銀貨圏に留まるべきだとする渋沢栄一など財界と、主として輸入に頼る軍需品の圧迫から、金本位制を採用して軍事費の財政負担を軽減すべきだとする坂谷芳郎などの大蔵省グループとの、激しい論争が巻き起こった。本論文は、本学の小野一一郎名誉教授の業績をベースに、この間の論争を紹介しつつ、日本の金本位制採用によって、過剰となった円銀を台湾に流通させる政策が採用されたことの経緯が記述されている。

弱い経済力では金本位制を維持することなどでできず、結局は、日本では、在外正貨を英国に預け、一種の金為替本位制を採用せざるを得なかった。あえて、そうした選択をしたのは、膨大な資金を必要とする植民地経営を、英国との金連鎖に頼る外資導入をスムーズにするためであった。

例えば、1895年の台湾領有から7年間にわたって、日本が台湾で使用した行政費と軍事費は2億円強であった。これを日本は外債で賄った。この間、日本政府によるロンドンでの起債総額は7億円であった。この額は、日清戦争の賠償金の2倍であった。

英国に依存する一方で、日本は主として台湾銀行を押し立てて、アジアに金融的拠点を築き、アジアにおいて、資金を調

達する制度的な整備を図った。そうしたことを可能にさせた台湾領有が日本の金本位制を支えたのである。それは、メキシコ・ドルの支配から脱却する営為でもあった。メキシコ・ドルを駆逐し、円銀を流通させる強力な梃子が台湾の貿易であった。この台湾に日本政府は円銀の流通を促す政策を執拗に展開した。日本統治の初期、台湾の貨幣制度は、日本の貨幣法に依拠せず、しかも、台湾独自の貨幣法も制定せず、名義上の金本位制下に日本政府の極印付一円銀貨を通用させるという決定が日本政府によってなされた。「銀を銀として流通させるのではなく、銀を金として計算して流通」させることになったのである。

そうした、過渡的段階を経て、日本政府は1899年に台湾銀行を設立し、先の極印付一円銀貨と並んで台湾銀行券を発行し、混乱していた台湾の幣制を統一することを試みたが、成功したわけではなかった。土着の資本が日本の貨幣を使用することに抵抗していたからである。そこで、1904年、台湾銀行券をは銀券ではなく金券に変えることにした。そして、台湾は正式に金本位制を採用することになった。

日本による台湾の幣制改革とは外国洋行、及び、地主・承認・高利貸しが結託した土着勢力を駆逐することにあつた。台湾銀行が発行する銀行券はなかなか人々に受け入れられなかった。やむなく、日本は日銀券を台湾に持ち込み、信用貨幣の流通を促すしかなかった。

意外なことに台湾銀行券が通用するようになったのは、日露戦争を契機としたものであった。日本がロシアに敗れるのではないかとおののいた台湾人は、鑄貨取付騒ぎを起こし、そうした取付によって、台湾商業銀行が破産した。金融的パニックが収まったのは、バルチック艦隊が壊滅させられてからである。日銀券、台湾銀行券への信頼が一挙に増したのである。ここに、日本は、台湾の歴史で初めて「国定貨幣」としての台湾銀行券を定着させることに成功した。そして、日本の台湾統治は容易になった。

1905年の日露戦争の勝利によって、日本は帝国主義国たらんと邁進することになった。さらに、この1905年以降、台湾統治は、日本政府からの財政的援助なしに遂行できるようになった。

台湾から始まる日本の植民地支配は、土地支配・鉄道支配・金融財政支配という3本柱からなるものであった。このうち、金融財政支配は、幣制統一事業から始まり、植民地中央銀行の設立や、円と等価の銀行券の発行によって、植民地の資本再編をもたらした。幣制統一事業によって、日本は植民地を円圏に包摂した。満州の幣制統一、対華北金融工作から円圏形成に至る大東亜共栄圏の形成過程は、まさに台湾統治の経験が再現されたものである。

日本の台湾領有は多大の日本兵士の犠牲の上に実現されたものである。1895年4月の日清講和条約によって台湾の日本への割譲が決定され、日本軍は台湾に向かったが、激しい抵抗に直面し、戦死者4,500人という犠牲を日本軍は被った。それは、日清戦争の死者の3割を超える数であった。

それでも、台湾は、日本軍部にとって、どうしても、領有しなければならない地勢的に重要な拠点であった。本論文は、台湾を中心に置いた地図を書いている。それによれば、北は満州、西はインド、南はインドネシアが等距離にある。まさに桂太郎台湾総督が豪語したように、台湾経営は、日本の南洋への進出の最重要拠点として日本の為政者は意識していたのである。そして、台湾銀行は、単純な中央銀行ではなく、積極的に大陸に進出して、貿易金融業務を展開したのである。

朝鮮半島でも日本は台湾の幣制改革の経験を踏襲した。つまり、朝鮮における日本の貨幣の流通促進、朝鮮産金買い上げのための第一銀行釜山支店の設置、日本円銀の導入、そして、1911年朝鮮銀行を設立し、さらに、台湾と同じく、朝鮮への国定貨幣の導入等々を行った。

朝鮮銀行もまた台湾銀行と同様、中央銀行的業務以外に日本の資本の活動を支える貿易金融業務を積極的に展開した。そして、朝鮮の金券を満州に導入して、満州の幣制統一をも日本政府は図った。さらに、「日満支ブロック」構想が、西原亀三によって提唱された。彼は、朝鮮銀行、台湾銀行、日本興業銀行3銀行の連携を訴え、「日本興業銀行は資金収集者となり、朝鮮、台湾両銀行は放資者となり」、ブロックの金融を担うべきであると主張し、総額1億4500万円の借款によって中国の鉱山資源を開発・独占し、中国を金本位制に移行させ、日本金円と同一量目の金紙幣を発行させるという構想を提示した。これが、史上有名な西原借款であった。

満州でもまた、幣制統一事業が最優先されるべき政策課題であり、土着資本と外国資本を追い出すべく、1932年には満州中央銀行が設立された。そうした流れは、台湾銀行設立の経緯を完全に踏襲するものであった。つまり、中央銀行を設立し

て、旧貨幣を駆逐し、円とリンクした中央銀行券の流通の強制と経済的利権を確保しようとする政策が日本の共通の植民地政策であった。

台湾からの日本の撤退後、国民党政府は台湾のすべての金融機関を接収した。しかし、大陸で大幅に減価していた法幣をもって、日本支配の遺産である台湾銀行券と日本銀行券を回収しようとしたことは、台湾の貨幣経済を崩壊させた。交換は貨幣ではなく物々交換によるようになってしまったのである。

毛沢東に追い出された国民党政府は、台湾に逃げ込んだ。しかし、国民党政府は、米国から「不信の政府」というレッテルを貼られ、米国からの援助を絶たれた。こうして、幣制改革は直ちに暗礁に乗り上げた。これを打開する方策すべく、国民党政府は、大陸から金、銀、外貨を活用した。国民党政府は、1949年5月「黄金貯蓄弁法」を制定し、台湾人に強制的に金貯蓄口座を金融機関に開かせた。これが、国民党政府が公定価格で金を売却する振り込み口座として機能した。

実際にどの程度の金売却があったのかはかなりの期間不明であったが、国民党政府ではなく、中国共産党側が1989年に『民国档案』という歴史資料を出版して、この間の数値がかなり明らかになった。本論文はこの資料に大きく依拠している。

この事実上の金本位制は1年半続いた。その虎の子の金も枯渇し始めたとき、朝鮮動乱が勃発して、米国による対台湾援助が復活した。それが通貨安定に役立ったのである。1948年～1950年の米国の対台湾援助は2650万ドルにすぎなかった。これが、1951年～1965年までには年平均1億ドルに達したのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、植民地期の台湾に関する貴重な資料を駆使しながら、鄭成功の台湾支配から国民党支配までの台湾幣制事情を扱った雄大な研究である。また、本論文は、台湾からの留学生が、本国でも入手しがたい、本研究科の貴重な資産である歴史的資料を渉猟して完成した学位請求論文であるという意味において、極めて独自性の高いユニークな研究であると言える。その成果は以下の諸点として列挙できる。

第1に、国民党政権下の台湾幣制に関する多くの先行研究が、インフレーションとの関連を分析したものであるのに対して、本論文が幣制のもつ支配構造を抽出しようとした点に本論文のユニークさがある。国民党政権による日本の資産の接収と再分配が、戦後台湾の国民党政権の支配構造を強化したとの研究は多いが、むしろ幣制改革の方が国民党支配を確立したと本論文は分析したのである。

第2に、そのさい、貨幣のようなコードによって社会を操縦するのが権力のコミュニケーションであるとしたタルコット・パーソンズたちのメディア論が援用される。また、貨幣こそが近代国家の基礎を提供するといった考え方は、マルクス、ウェーバーにすでにあった。そうした考え方をめぐる論争史を丹念に渉猟したことも本論文の貢献である。

第3に、鄭成功によるオランダ追放の背景に長崎藩による資金援助があったことの分析は説得的である。安定した貨幣供給を日本に鄭成功が求めたことに貨幣なるものの性格の一端が現れているからである。権威のある支配者の鑄貨は受け入れるというのが貨幣の重要な側面である。鄭成功による貨幣制度の整備に関する叙述は、おそらく、日本では初めてであろう。資料としては、台湾省文献委員会で集積されたものが使用されている。

第4に、日本の金本位制を補完するものとして台湾の幣制改革があったこと、そうした幣制改革が実現したのは、意外にも日露戦争における日本の勝利であったという本論文の叙述は、歴史絵巻を見るように整理され、説得的である。この面でも、本論文の歴史的資料価値は高い。

第5に、日本の南進論の系譜を長州藩出身者たちの系譜によってフォローした本論文は、東京から見た遠い植民地という通念を払拭し、台湾を日本帝国主義の要として位置づけ直したものであり、説得的である。

第6に、さらに、国民党政府による、わずか1年半であったが、台湾における金本位制樹立の経緯、金売却の数値、米国からの援助と金本位制の廃止という問題の分析も秀逸である。その資料的価値は高い。

第7に、貨幣と権力との関係を、抽象的に貨幣の本質と機能の次元で説明するのではなく、具体的に、日本が「国定貨幣」を台湾に流通させたこと、及び、国民党が幣制改革を通じて国家資本支配体制を構築したことを挙げ、権力は貨幣の本質と機能からだけではなく、制度要因からも生じているものであると明示したことである。

このように、本論文は近代台湾における貨幣制度の変遷と、国家権力の確立の全体像を、示すことに成功した優れた論文

である。それでも、残された課題もいくつかある。

まず、アプローチとして提示された貨幣制度と国家権力の関連についての理論の最近の動向への目配りに不満が残る。最近、貨幣制度と国際資本との関係を重視した研究が英国でとくに提起されるようになってきているが、そうした最新の研究動向にも注意を払って欲しかった。

また、本論文において、近代台湾の貨幣制度変遷、および、日本の植民地幣制の変遷が、検証・論述されているが、他の帝国主義国の植民地幣制改革との比較に関しても検証すれば、筆者の主張は一層説得力の高いものとなったであろう。

さらに、戦後台湾の新貨幣制度がハイパーインフレーションを押さえ込むためには、国内に対してだけでなく、国外に対しても同様に新通貨制度が信認を得る必要があったと思われるが、この点について本論文は詳しく説明していない。新台幣の発券準備と対外決済の関連は、この通貨改革の本質を規定する上で避けて通れない問題点である。この点について、制度の面からもう少し立ち入った検討がなされるべきであった。

このように改善すべき点は残されているが、このことは、本研究の学術的貢献を否定するものではない。独創的な着眼点から貨幣制度と国家権力との密接な関連について分析を行った本論文の内容は、貨幣制度研究に重要な貢献をはたしたものであると評価できる。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として十分な価値があるものと認められる。

なお、平成18年2月16日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。